



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資料1

原子力災害からの復興の現状

令和7年3月7日

復興庁

1. 原子力災害被災地域の状況

原子力災害被災地域は、復興・再生が「本格的に始まった」段階
引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 事故収束

- ・中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施。令和6年11月に、2号機において、燃料デブリの試験的取り出しに成功。
- ・ALPS処理水について、令和5年8月に海洋放出を開始、現時点で10回の海洋放出が完了している。これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価から安全であることが確認されている。政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。

2. 環境再生

- ・除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、最終処分に向けた減容・再生利用の推進及び理解醸成活動。
- ・令和6年12月に閣僚会議を設置。福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、政府として全力で取り組む。

3. 帰還・移住等の促進

- ・令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備。
- ・帰還困難区域内においては、令和5年11月までに、特定復興再生拠点区域全てで避難指示を解除。
- ・令和5年6月に創設された「特定帰還居住区域」制度に基づき、これまでに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町が「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。順次、除染等の避難指示解除に向けた取組を実施。

4. 福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進。
- ・本年夏頃を目途に「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定を目指す。

5. 福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・創造的復興の中核拠点として「福島国際研究教育機構」（F-REI：エフレイ）を令和5年4月に設立。F-REIでは研究開発等の取組を推進。施設の設計に着手。

6. 農林水産業の再生

- ・営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）。
- ・漁業の本格的な操業再開、水産加工業の販路の開拓、森林・林業の再生等に向けた支援。

7. 風評払拭

- ・令和5年9月に関係省庁の連名で「水産業を守る」5本柱の政策パッケージを取りまとめ、復興庁は、「2. 風評影響に対応する内外での対応」を中心に、正確な情報及び地域の魅力の発信を推進。

2. 特定帰還居住区域に関する取組状況

- 2020年代をかけて、帰還困難区域となっている区域に帰還する意向のある住民が帰還できるよう、**帰還困難区域を抱える7市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村、南相馬市）**が「特定帰還居住区域復興再生計画」（区域計画）を作成・申請し、国が認定する「**特定帰還居住区域**」制度を創設。
- これまでに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町が区域計画を作成・申請し、国が認定。認定された区域計画に基づき、国による除染・解体工事を開始。
- **今般、浪江町が区域を追加するための区域計画変更案を、南相馬市が新たに区域を設定するための区域計画案を作成し、国に申請予定。**

○各市町村における主な取組

市町村	取組状況
大熊町	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年9月に区域計画の認定、同年12月に除染等に着手。 ・2024年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。
双葉町	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年9月に区域計画の認定、同年12月に除染等に着手。 ・2024年4月に対象区域を追加する区域計画の変更。
浪江町	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月に区域計画の認定、同年6月に除染等に着手。 ・2024年8月より実施した2回目の帰還意向調査の結果を踏まえ、2025年3月に区域計画の変更案を申請予定。
富岡町	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年2月に区域計画の認定、同年9月に除染等に着手。
南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還意向調査の結果を踏まえ、2025年3月に区域計画案を申請予定。

○避難指示区域の概念図(2024年4月時点)

